

国立大学法人鳴門教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業務実績の評価結果及び基準日前6箇月以内の期間におけるその者の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増減する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

広域異動手当を新設して、最大支給額を月額4%とした。

理事

広域異動手当を新設して、最大支給額を月額4%とした。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,046	千円 11,928	千円 4,954	千円 164 (通勤手当)			
A理事	千円 12,450	千円 8,736	千円 3,628	千円 86 (通勤手当)			
B理事	千円 12,478	千円 8,736	千円 3,629	千円 113 (通勤手当)			
C理事	千円 11,681	千円 7,848	千円 3,260	千円 81 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)		3月31日	
A監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円 0	千円 0 ()			

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

定員管理計画を策定し、職種別の人員枠を定め運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に定める国家公務員の職種に応じ、毎年的人事院勧告を参考にし、給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている本給の昇給・昇格及び昇給時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	1年間の勤務成績に基づき、最大7号給上位の号給に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める経験年数を有している者(大学教員については、さらに職種に相応した教育・研究業績を有すること。)には、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合には、下位の級に決定することができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

以下の改定を4月1日から施行した。

- ・本給表を初任給を中心に若年層に限定して改定を行い、平均0.1%引き上げた。
- ・扶養手当の子等に係る支給月額を500円引き上げ、6,500円とした。
- ・広域異動手当を新設して、最大支給額を本給等の月額の4%とした。
- ・賞与の支給月額を0.05月分引き上げ、年間4.5月分とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	297	46.3	7,492	5,379	83	2,113
事務・技術	83	42	5,606	4,097	100	1,509
教育職種 (大学教員)	147	50.6	8,860	6,277	80	2,583
技能・労務職種	3	46.5	4,372	3,208	24	1,164
教育職種 (附属高校教員)	20	43.1	7,431	5,431	78	2,000
教育職種 (附属義務教育学校教員)	42	41.8	6,806	4,985	68	1,821
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注: 「人員」欄において、2人以下の場合、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」欄以外の事項については記載していない。

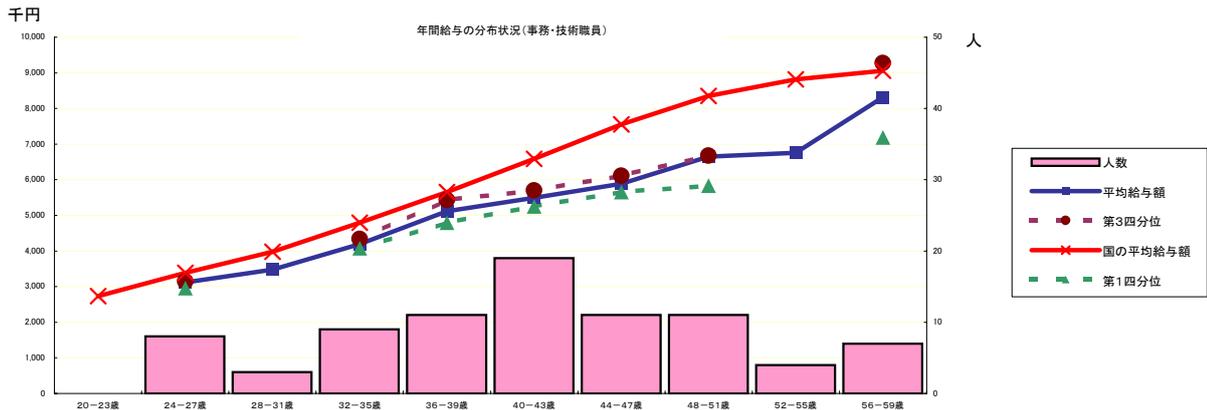
注: 「技能・労務職種」には、用務員、教務助手及び運転手を含む。

注: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園教員を含む。

注: 「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」及び「常勤職員の医療職種」は該当する者がいないため表の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



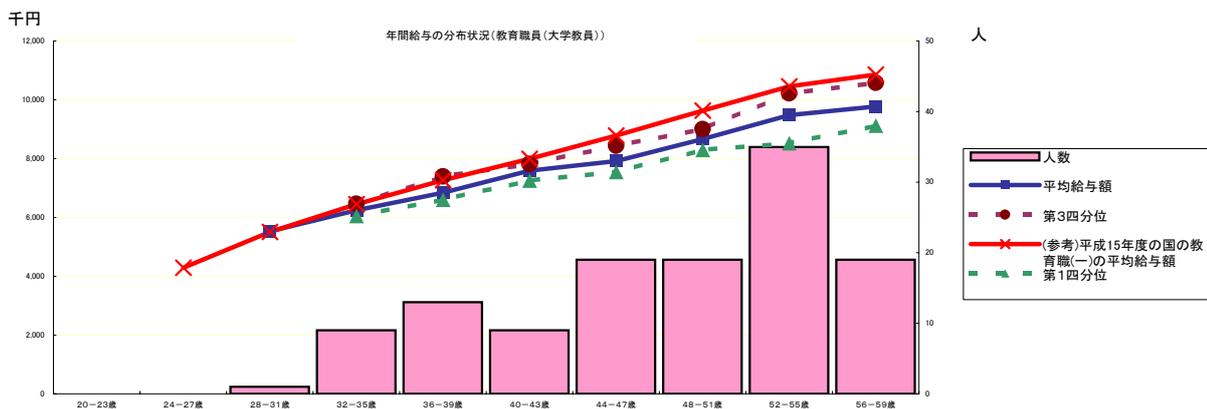
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢28～31歳の該当者は3人、また年齢52～55歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	1	59.5	---	---	---	---	---
課長	6	55.3	8,219	9,150	8,507	9,150	9,150
チームリーダー	7	53.2	6,115	7,368	6,731	7,368	7,368
リーダー	26	46.1	5,673	6,163	5,925	6,163	6,163
チーフ	28	39.1	4,694	5,432	5,061	5,432	5,432
スタッフ	15	28.7	3,038	4,073	3,481	4,073	4,073

注:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位及び平均額については表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位及び平均額については、表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	71	56.3	9,561	10,577	10,107	10,577	10,577
准教授	64	46.4	7,256	8,305	7,813	8,305	8,305
講師	7	36.6	5,531	6,123	6,014	6,123	6,123
助教	5	42.7	5,818	6,605	6,195	6,605	6,605

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		スタッフ	チーフ・スタッフ	チーフ・リーダー	リーダー・チームリーダー	課長・チームリーダー
人員(割合)	83	9 (10.8%)	13 (15.7%)	44 (53.0%)	7 (8.4%)	5 (6.0%)
年齢(最高～最低)		29～24	42～28	51～36	55～47	58～53
所定内給与年額(最高～最低)		2,548～ 2,122	3,756～ 2,471	4,920～ 3,360	5,369～ 4,380	6,128～ 4,811
年間給与額(最高～最低)		3,389～ 2,926	5,039～ 3,402	6,680～ 4,694	7,468～ 6,091	8,219～ 6,816

区分	計	6級	7級	7級	7級	7級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員(割合)		4 (4.8%)	1 (1.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		59～49	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,880～ 6,166	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		9,273～ 8,451	～	～	～	～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務員	助教	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	147	0 (0%)	5 (3.4%)	7 (4.8%)	64 (43.5%)	71 (48.3%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		～	47～37	52～29	64～32	64～42	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,849～ 4,141	5,417～ 3,821	6,580～ 4,365	9,128～ 5,947	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,667～ 5,755	7,745～ 5,338	9,122～ 6,047	12,690～ 8,364	～

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65	% 67.2	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35	% 32.8	% 33.8
	最高～最低	% 42.6～31.3	% 39.8～29.4	% 41.1～30.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 67.8	% 67
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 32.2	% 33
	最高～最低	% 37.9～31.4	% 35.6～29.4	% 36.2～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 64.2	% 64
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 35.8	% 36
	最高～最低	% 38.3～33.2	% 38.1～31.4	% 38.2～33.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.2	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.8	% 33.5
	最高～最低	% 38.3～31.8	% 38.1～30.1	% 38.2～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員 84.2

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員 96.4

教育職員(大学教員) 91.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 84.2
	参考
	地域勘案 90.5
	学歴勘案 84.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 80.4% (国からの財政支出額 3,764,128,000円、支出予算の総額 4,678,973,000円：平成19年度予算)
	【検証結果】 給与水準は国家公務員と比較し下回っており、地域手当の非支給地であることを勘案し比較しても低く、適正であると言える。
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)
講ずる措置	検証の結果、適正な水準であるため、今後も現在の水準を維持するよう努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

91.2

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,687,790	千円 2,707,261	千円 (%) △19,471 (△0.7)	千円 (%) △90,950 (△3.3)
退職手当支給額 (B)	千円 346,245	千円 86,078	千円 (%) 260,167 (302.2)	千円 (%) 174,106 (101.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 110,450	千円 106,151	千円 (%) 4,299 (4.0)	千円 (%) 16,460 (17.5)
福利厚生費 (D)	千円 332,612	千円 348,305	千円 (%) △15,693 (△4.5)	千円 (%) △13,667 (△3.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,477,097	千円 3,247,795	千円 (%) 229,302 (7.1)	千円 (%) 85,949 (2.5)

注:「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」においては、受託事業費により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における常勤と非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①対前年度比の増減要因の分析

ア) 給与、報酬等支給総額(△0.7%)

・人員の削減による給与支給額の減額(18年度末人員352人に対し、19年度末人員346人)

イ) 最広義人件費(7.1%)

・退職者減による退職手当支給額の増額(18年度支給対象者10人に対し、19年度は20人に増加したため)

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

ア) 標記閣議決定において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、本学中期目標として人件費削減の取組を行う。

イ) 中期計画として21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

ウ) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,904,684	2,707,261	2,687,790
人件費削減率 (%)		△6.8%	△7.5%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.8%	△8.2%

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし